



社会福祉
法人が
経営する

低料金な

高齢者の
住まい



軽費老人ホーム ケアハウス



一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会

軽費・ケアハウス部会

社会福祉法人の事業目的

社会福祉法人は、事業目的を利益の追求ではなく「福祉の向上」としている法人です。そして、社会福祉法人を設立する場合には、県の認可を受ける必要があります。

軽費老人ホームとケアハウス

役割と運営

軽費老人ホームやケアハウスは、日常生活に不安を抱えている 60 歳以上の方が、入居して安心した生活を送れるようにするという役割を持った施設です。その為、施設ではそれぞれの入居者に必要な日常生活の支援をしています。

これらの施設の運営や設備は、「神奈川県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」で定められた基準に基づいて行われています。

主な違い

ケアハウスは、軽費老人ホームの新しい形の施設で入居者への支援はどちらも同じです。

大きな違いは、ケアハウスでは、利用者は毎月の利用料と居室料を支払いますが、軽費老人ホームでは利用料の支払いだけとなります。

居室や設備の例

- *居室は、1名で使用します。
- *ご夫婦等の2名で使用出来る居室もあります。
- *朝・昼・夕の食事は、食堂で提供されます。
- *談話室、娯楽室や集会室が有りますので、利用者が自由に使えたり、皆で体操などが行なわれることがあります。
- *洗濯室が有りますので、洗濯が出来ます。
- *その他、浴室や面談室が有ります。



入居できる方

60 歳以上で、介護認定を受けていない方や介護認定を受けていても身の回りが自立している方。

～ 例えば ～

- *最近一人暮らしが心配になってきた。
- *家族との同居が難しい。
- *退院後の生活に不安がある。
- *アパートの立ち退きを迫られている。
- *遠くの父母が心配で、近くのところにいてほしい。
- *その他様々な理由で、生活していくことに不安がある方。などです。



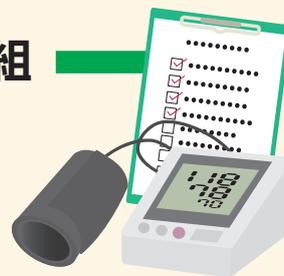
※県外にお住まいの方も入居出来ます。

※生活保護を受けている方も施設にご相談ください。

入居者の健康や生活を守る施設の取組

健康管理

- * 医科、歯科の協力医療機関を持っています。
- * 健康診断の機会を活用しながら、健康を管理しています。



相談

- * 生活相談員が、入居者の心や身体の心配事、将来への不安、行政への手続きなどに親身になって相談を受けています。



年中行事やレクリエーション

- * お正月や敬老の日などにお祝いの行事を行っています。
- * 職員やボランティアの協力で健康体操、カラオケ、絵画、習字などを行っている施設も多く、それぞれ自由に参加出来ます。

安全対策

- * 事故防止委員会の開催や防災訓練を行って、緊急時にも迅速な対応が出来る体制を作っています。

施設で過ごす

施設での1日

一例ですので参考としてください。



自由時間を楽しく過ごす

- * 家族や友人に会いに行くのも自由です。
- * 買い物に行くことも出来ます。
- * 自治会など施設外のサークルやお祭りに参加出来ます。
- * 土地を借りて野菜や花を育てている方もいらっしゃいます。
- * 届出が必要ですが、外泊も出来ます。
- * 仕事のある方は、仕事に行かれます。



入居に必要な料金

軽費老人ホームの必要経費

- * 入居時の入居金（管理費）は必要ありません。
- * 月々の利用料は前年の収入に応じて変わりますが、概ね 7 万円～ 8 万円程度必要になります。但し、自分が必要とする診療費や消耗品などは別途必要になります。

（利用料の主な内容）

- * サービス提供費（入居者の前年の収入によって異なります。）
- * 食材料費や共有部分の光熱水費などの生活費
- * 居室の光熱水費
- * 夏、冬の冷暖房費



ケアハウスの必要経費

- * 施設により入居金（管理費）が必要になります。（入居後、毎月分割して支払う施設もあります。）
- * 月々の利用料は前年の収入に応じて変わりますが、概ね 8 万円～ 16 万円程度必要になります。但し、自分が必要とする診療費や消耗品などは別途必要になります。

（利用料の主な内容）

- * 居室料として居室の使用料が必要になります。
- * サービス提供費（入居者の前年の収入によって異なります。）
- * 食材料費や共有部分の光熱水費などの生活費
- * 居室の光熱水費
- * 夏、冬の冷暖房費



利用料の基準

神奈川県では、入居者の収入毎に利用料の上限を決めています。
「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」

神奈川県の支援

入居者支援のため、施設にサービス提供費の一部を補助しています。
「軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱」

入居中に介護や入院が必要となった時

介護が必要になったら

入居後、介護が必要になったら、入居したままで介護保険を利用して、施設外からヘルパーやデイサービス、訪問看護などを利用することができます。また、施設自ら介護サービスを提供している施設もありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

④ 介護サービスの自己負担分の支払が必要となります。

入院したら

長期入院しても症状が安定すれば施設に戻ることが出来ます。

④ 入院に必要な経費は入居者の負担となります。



入居の相談・見学・申し込み

入居を考えている時は、相談、施設見学、申し込みの順に考えてください。

相談

希望する施設やお住まいの地域包括センター、市町村の高齢福祉担当課でご相談ください。



施設見学

希望する施設を見学して、施設の雰囲気や自立して生活していけるかなど、ご自身で確かめてください。

申し込み

希望する施設に直接申し込んでください。

必要な書類は、「住民票」、「健康診断書」、「所得証明書」などですが、施設から説明があります。

空室情報

各施設の空室情報は軽費老人ホーム・ケアハウス一覧にありますのでご覧ください。

(※掲載していない施設もあります)

退所の時は

退所時に備品等の毀損、傷、汚れがある場合は、国のガイドラインに従い、実費を負担していただくことがあります。

ケアハウスに入居金（管理費）を納めた方で、退所する時点で未償却金がある場合には、神奈川県の下に基つき、その未償却金が返還されます。

軽費老人ホーム・ケアハウス一覧

種別	施設名	定員 (名)	住所	電話	特定	各施設の詳細	
軽費	鎌倉静養館	59	〒248-0024 鎌倉市稲村力崎 3-13-53	0467-22-3245		<p>各施設の ホームページ は こちらから ↓</p>  <p>https://kanagawa-koureikyo.or.jp/carehouse/carehouseelist/</p>	
	きしろホーム	59	〒248-0021 鎌倉市坂ノ下 31-5	0467-22-5539			
	大山ホーム	50	〒259-1107 伊勢原市大山 920	0463-94-3545			
	つちやホーム	50	〒259-1205 平塚市土屋 2196-1	0463-58-6624			
	二宮寿考園	50	〒259-0122 中郡二宮町富士見が丘 2-19-11	0463-72-1712			
	箱根山荘	66	〒250-0031 小田原市入生田 475	0465-24-0027			
	草の家	50	〒250-0101 南足柄市班目 460	0465-73-2552			
ケア	ケアハウス あっとホーム	50	〒238-0313 横須賀市武 3-39-2	046-858-0801			<p>各施設の 空室情報 は こちらから (掲載されていない施設もあります) ↓</p>  <p>https://kanagawa-koureikyo.or.jp/carehouse/carehousevacancy//</p>
	横須賀グリーンヒル ケアハウス	100	〒238-0024 横須賀市大矢部 1-9-31	046-837-1220			
	ケアハウス ルツの家	20	〒239-0811 横須賀市走水 1-35	046-842-1033			
	ケアハウス 長寿	30	〒252-1123 綾瀬市早川 3109-1	0467-70-1171			
	ケアハウス えがりて	30	〒243-0203 厚木市下荻野 2117-2	046-241-2011			
	ケアハウス 星	30	〒257-0015 秦野市平沢入窪 2426-1	0463-84-6565			
	村岡 ケアハウス	30	〒251-0011 藤沢市渡内 3-8-60	0466-26-9505			
	ケアハウス ふれあいの里	50	〒253-0007 茅ヶ崎市行谷 582-1	0467-54-2233			
	ケアハウス 湘南の里	38	〒254-0913 平塚市万田 2-38-1	0463-30-3100	○		
	ケアハウス ういすたりあ	40	〒254-0019 平塚市西真土 4-23-35	0463-51-2900	○		
	つぐみのおか コモンズ	36	〒259-0122 中郡二宮町富士見が丘 2-6-29	0463-73-1707	○		
	湘南こいじ シニアハイツ	52	〒259-0124 中郡二宮町山西 276-1	0463-71-1165	○		
	ルビーハウス	30	〒250-0207 小田原市菅我光海 2-1	0465-42-1278			

詳しい情報はホームページをご覧ください。

かながわ高齢協

検索



<https://kanagawa-koureikyo.or.jp>

一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3 丁目 17 番地 2

TEL 045-311-8745 FAX 045-311-8768

E-mail koureikyo@kanagawa-koureikyo.or.jp

